

# リモートアクセスされる電子ブックに関する取扱い及び解説

(平成22年2月26日版、平成22年4月より適用)

本取扱いでは、書誌レコード作成にあたって、リモートアクセスされる電子ブックが図書資料と大きく異なる点を取りまとめた。ここでは各事項についての基本的な考え方を示すにとどめ、詳細な規則や記述例については、別途作成している「コーディングマニュアル(リモートアクセスされる電子ブックに関する抜粋集)」で規定する。なお、電子ブックという名称については、ローカルアクセスで利用する電子ブックと混同する恐れがあるため、タイトルに「リモートアクセスされる」を付している。

また、本取扱いおよび「コーディングマニュアル」は、基本的には日本目録規則1987年版改訂3版(以下、NCR87R3)および英米目録規則第2版2002年改訂版2005年アップデート(以下、AACR2 Update2005)に準拠している。

ここ数年で、インターネット上のコンテンツとして利用できる図書、いわゆるリモートアクセスされる電子ブック(以下、「電子ブック」)が数多く存在するようになったことは、御承知のとおりです。

総合目録データベースにこれら電子ブックを登録できるよう、多くの図書館から要望されています。電子ブックを含む電子情報資源については、「次世代目録所在サービスの在り方について(最終報告)」(以下、最終報告)でその取扱いの方向性が示されています。しかしながら、その方向性に沿って総合目録データベースで電子情報資源を取り扱うようになるには時間が掛かります。

そこで、最終報告に沿った取扱いができるまでの間、電子ブックの取扱いができるように、暫定的な規則を作成しました。

以下に、取扱いの基本方針を示します。

## 1. 適用範囲

今回の取扱いでは、目録所在情報サービスを利用して図書館が入力すべきもの、図書館がデータ登録及び提供に責任をもって関与できるものという枠内で、適用範囲を考えています。また、ネットワークを通じてリモートで利用するものを適用範囲とし、CD-ROM形態等のローカルアクセスで利用する電子ブックは適用範囲としません(これらについては、従来の図書書誌レコードの記述方法で対応します)。

## 2. 収録ファイル

従来の図書書誌ファイル及び図書所蔵ファイルに記録します。

これは、電子ブック用のファイルを、別に用意するまでの暫定的な処置です。この暫定処置で作成されたレコードは電子ブック用ファイルができた後、そちらへの移行を予定しています。

## 3. 書誌作成単位

形態が異なる冊子体と電子ブックは、別書誌レコードとして取扱います。親書誌レコードも別書誌レコードとして取扱います。

タイトルが変更となった場合、原則として更新資料のタイトル変更の例(2.0.6 D3)に従い別書誌レコードを作成するか否かの判断を行います。

#### 4. ISBN等の記録

ISBN等のコード類は該当の電子ブックに関するものを記録します。例えば、同時に出版される冊子体のISBNはXISBNに記録します。また、USMARCの記述を参考に、説明語句を記録できるようにします。

#### 5. 出版・頒布等に関する記録

電子ブックに関しては、複製物である場合が多いため、複製物に相当する場合の記録の例を提示します。

#### 6. 形態に関する記録

ISBD(ER)、日本目録規則では、「記録しない」となっています。しかしながら、現状のUSMARCの記述やAACR2の後継であるRDAのドラフト(2008.10)を参考に、洋資料については、「1 online resource」、和資料については、「1 オンラインリソース」と記録することとします。また、印刷体とした際に想定される形態事項などを付記できるようにします。ISBD(ER)、日本目録規則の規定にも配慮して、記録が困難な場合は記録しないことも可とします。

#### 7. アクセス方法の記録

記録用のフィールドIDENT(Identifier:資源識別子)に記録します。

また、識別子として認知度が上がっているDOIの例を提示しました。

IDENTフィールドを利用できない場合の措置として、現行のNOTEフィールドに導入語句を伴う定型注記として記録します。

#### 8. 「目録情報の基準」の変更点

暫定的な取扱いのため、「目録情報の基準」の内容に関わる変更はしません。

#### 9. 「コーディングマニュアル」の変更点

コーディングマニュアルの新規追加部分「2.0.7」及び「16.0.1」の形式としますが、洋資料の電子ブックの規則としても適用します。

なお、この取扱いは最終報告に沿った取扱いができるまでの間の暫定的な規則となりますので、御留意ください。

#### 10. 所蔵のない書誌レコードと書誌レコードの削除

電子ブックの一部書誌レコードについては、NIIで一括して作成することを計画していますので、所蔵レコードのない書誌レコードが存在する場合があります。そのため、所蔵がないことを理由に書誌レコードの削除は行わないでください。

書誌レコードの削除（削除予定レコード化）は、以下の場合に限るものとします。

- 書誌レコードを誤って作成した。
- 書誌レコードが重複している。

なお、サービス停止等により利用ができなくなったものについては、廃止等の注記（2.0.7D6.6）を記録し、書誌レコードの削除は行わないでください。